

令和7年宇治田原町総務建設常任委員会

令和7年3月11日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

議案第12号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第15号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第16号 宇治田原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第2 各課所管事項報告について

○まちづくり推進課所管

・新名神高速道路建設事業の進捗について

○上下水道課所管

・宇治田原町水道事業及び下水道事業経営等審議会令和6年度第1回会議結果について

日程第3 その他

1.出席委員

委員長	2番	光島善正	委員
副委員長	6番	今西利行	委員
	1番	谷口茂弘	委員
	3番	堀口宏隆	委員
	10番	藤本英樹	委員

1. 欠 席 委 員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	勝 谷 聡 一 君
総 務 政 策 監	奥 谷 明 君
総務理事兼総務課長	村 山 和 弘 君
建 設 事 業 理 事	垣 内 清 文 君
都市整備担当理事	野 原 正 行 君
総 務 課 課 長 補 佐	飯 田 謙 吾 君
総 務 課 課 長 補 佐	西 谷 久 弥 君
総 務 課 課 長 補 佐	松 原 慎 也 君
企 画 財 政 課 長	中 地 智 之 君
企画財政課課長補佐	岡 本 博 和 君
税 住 民 課 長	奥 西 正 浩 君
税住民課課長補佐	茨 木 伸 悟 君
建 設 環 境 課 長	中 村 浩 二 君
建設環境課課長補佐	田 中 寿 生 君
まちづくり推進課長	植 村 和 仁 君
まちづくり推進課 課 長 補 佐	山 崎 浩 典 君
産 業 観 光 課 長	田 村 徹 君
産業観光課課長補佐	檜 木 忍 君
上 下 水 道 課 長	下 岡 浩 喜 君
上下水道課課長補佐	石 田 隆 義 君
会計管理者兼会計課長	谷 出 智 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	西 尾 岳 士 君
---------	-----------

庶務係長 重富康宏君

開 会 午前10時00分

○委員長（光島善正） 皆さん、おはようございます。

本日は総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

着席にて議題を進めさせていただきます。

本委員会は3月4日の開会日に上程され、付託されました5議案の付託審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

ここで理事者より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和7年第1回定例会におきます総務建設常任委員会開催いただきまして、誠にありがとうございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

また、昨日は委員の皆様方には予算特別委員会におきまして、ご出席をいただき、付託されました全議案につきましてご可決を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は委員長の光島委員長初め、委員の皆さんにはいろいろお世話になりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、本日3月11日は東日本大震災から14年目を迎えることになりました。本当に2万2,000人を超える死者と行方不明者の方を出した非常に未曾有の大震災となりましたが、改めて犠牲になられた方々に対しましてご冥福をお祈りを申し上げたいというふうに思います。

本日は公共施設等におきましても発災ありました午後2時46分になりますが、黙禱を捧げさせていただきたいというふうに思っておりますので、もしいらっしゃいましたら、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

改めて、インターネット等で当時の動画、今も残っておりますが、そのときのシーン、

もう皆さんも見ていただいたと思うんですけれども、やっぱり想像を超えた映像と云いますか、ことが実際に起こっていて、実際に想定をされていた方が助かったということが事後でご報告をされているのがご承知のとおりだというふうに思います。

この間も一般質問もいただいていたりと、先般も講演会ございましたけれども、我々の立場としてはもちろん公助としてできることを情報提供なり発災後しばらくたってからの支援というところは支えていかなあかなと。

一方で、やはり自助と共助と近助という言葉もありますとともに、命最後守るのはそのときは本当にご自身と周りの方だなということを改めて我々も認識をしながら、そういったことも啓発をしていかなあかなというふうに気持ちを新たにしているところでございます。

それと併せまして、本当に悲しいというか残念なんですけれども、山際に避難された方々がまた今回、大船渡の林野火災に遭われて、本当にお見舞いを申し上げるしかないところでもありますし、私どもどうしても何か支援できることないかなというのはちょっと検討させてもらいたいなというふうにも考えているところでございます。

さて、本日の常任委員会におきましては、付託議案審査5件と各課の所管事項報告につきましてご審査をお願いすることになります。

それぞれの議案内容と報告内容につきましては、後ほど各課の担当よりご説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審査をいただきまして、議案につきましてご可決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（光島善正） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。

◎付託議案審査

○委員長（光島善正） 日程第1、付託議案審査について。

◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するにつきまして、ご説明のほうを申し上げます。

議案第11号の資料のほうをご覧いただきたいというふうに思います。

まず、1、趣旨でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁固が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることから、関係条例において、懲役及び禁固の規定を拘禁刑に改めるものでございます。

次に、2、内容につきましてはここに記載をさせていただいております（1）から（10）の10条例につきまして、懲役及び禁固という、今分かれている部分の規定を拘禁刑というふうに文言を改めるものでございます。

3、施行期日、施行期日につきましては刑法等の一部を改正する法律の施行の日、令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第11号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 次に、議案第12号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） それでは、議案第12号につきまして、こちらも議案の一番後ろにつけさせていただいております参考資料に沿ってご説明のほうをさせていただきます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律。

この法律の施行に伴い行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちらいわゆる番号利用法ですけれども、この第2条、第8項にスマートフォン上でマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みを設ける規定文が新たに設けられました。

この影響によりまして、従前の第2条第8項以下が1つずつ繰り下げられることとなっております。

このため、当該法律に係る改正前の条項を引用しております。

資料の2番、内容のところですが、ここに列記をしております町の3つの条例それぞれに項ずれが生じますことから項の繰下げを行い、法律と条例の対応関係を保持するものでございます。

なお、施行期日につきましては、この法律の施行日であります令和7年の4月1日からしております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（光島善正） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第12号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第12号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 次に、議案第13号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、議案第13号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、ご説明のほうを申し上げます。

こちらが議案第13号の資料のほうご覧いただきたいと思います。

まず、1、趣旨でございますが、令和6年5月31日に育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で男女ともに仕事と育児、介護を両立できるようにするための措置を講ずるものでございます。

次に、2、内容でございます。

まず、1つ目に超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大といたしまして、対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するものでございます。

2つ目が仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備といたしまして、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の

周知、意向確認、また、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供、さらに職場環境の整備、研修等の開催、相談窓口の設置等を規定するものでございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

藤本委員。

○委員（藤本英樹） 何点か質問します。

育児休業で超過勤務免除対象者は本町で何人ぐらい該当するのでしょうか。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） すいません。人数の表、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご答弁させていただきます。

○委員（藤本英樹） はい、分かりました。

それは後でまた報告いただいたら結構です。

あと、次に2番目の仕事と介護の両立支援制度なんですけれども、これ介護等級は関係なく親が介護状態になったら対象者になるのでしょうか。

それとも介護等級と何か関係するのでしょうか。

○委員長（光島善正） 松原補佐。

○総務課課長補佐（松原慎也） すいません、介護のための休暇の関係になるんですけれども、大きく有給の休暇と無給の休暇ということであるんですけれども、どちらも対象は負傷疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある親族の介護を行う場合ということで、特段、介護の等級とはひもづいていないです。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） そうしたら、もうこれ自己申告だけで取得できるようなことでいいんですか。

○委員長（光島善正） 松原補佐。

○総務課課長補佐（松原慎也） 負傷とか疾病も対象になりますので、基本的には日常生活に支障があるという申告があれば、介護休暇認められることになります。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） ちょっと分かりました。

あと、それとその次に、勤務環境整備とされておりますけれども、具体的にこれどの

ような整備をするのか教えてもらえますでしょうか。

○委員長（光島善正） 松原補佐。

○総務課課長補佐（松原慎也） 相談窓口の設置であるとか研修等の開催、それから早期の情報提供等の勤務環境の整備を行います。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） そうしたら、介護の状態になりましたということを申し出たら、その介護しなあかん親に対して、どういうふうにすればいいですよというふうにアドバイスのことを相談してもらえようということになるという、環境づくりをするということでもいいですね。

○委員長（光島善正） 松原補佐。

○総務課課長補佐（松原慎也） 相談があれば、今申し上げたような介護休暇の制度について職員に説明をする、利用しやすいように人事面等でも配慮を行うということになります。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 分かりました。

核家族化が進んで、男性も育児休暇を取得する時代になっておりますので、育児を夫婦で行う時代が変わってきています。育児、介護とも両立しやすい職場の環境づくりを目指していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、質疑をこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第13号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第13号、職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 次に、議案第15号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、議案第15号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、ご説明のほうを申し上げます。

こちらにも議案第15号の資料のほうをご覧いただきたいと存じます。

まず、趣旨でございますが、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴いまして、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

①といたしまして、非常勤消防団員等の補償基礎額の改定につきましては、括弧内の現行の補償基礎額に対しまして、その左側に記載をしております額に引上げをするものでございます。

②消防作業従事者等の補償基礎額の改定につきましては、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を1万4,200円から1万4,500円に引き上げるものでございます。

③の非常勤消防団員等の改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額につきましては、表にお示しをしておりますとおり、第1号及び第2号に係ります加算額を改定するものでございます。

最後に、3の施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

藤本委員。

○委員（藤本英樹） ②の消防作業従事者等なんですけれども、支援隊の方は対象になる

のは理解できるんですけれども、例えば、近所で火災が発生して、近隣の方が消火中に怪我をしたような場合は実質防災組織としての組織員として対象になるのでしょうか。

○委員長（光島善正） 西谷補佐。

○総務課課長補佐（西谷久弥） 先ほど質問いただきました支援隊の皆様につきましては、消防団員ではないんですけれども、この②に示させてもらっております消防作業従事者等に読み替えられますので、こちらで、もし怪我されましたら対象となってきます。

一般住民の方も、もちろんそういった消防火災等で負傷等されましたらこちらのほうで読み替えられて対応させていただくことになります。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 実際にあったんですけれども、近所で火事があって、私、支援隊ということでその現場で赴きまして、消火活動をしようとしたら、そのとき、筒先を持ってはる方がいはって、その筒先を持ってはる方と代わりますいうて、代わろうとしたらその方に近所で見たことない方やったので、お名前はと聞いたら、私通りすがりの者ですと言わはって、そのときはありがとうございましたということで別れたんですけれども、もし、町外の方が消火活動をしてはって、怪我された場合、そういう場合というのはこれの補償の対象になるのでしょうか。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 先ほど補佐申し上げましたが、支援隊、住民に関わらずお手伝いというか、応援していただいた方は全て対象になります。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） そうしたら、町内町外問わず対象になるということで理解させてもらいます。

あともう一点、今度、消火の範囲ですけれども、どこまでを公務災害と認定されるのか。

例えば、支援隊なり近所の方が火災現場の交通整理をされていて、車と交通事故遭った、直接消火作業はしていないんですけれども、怪我をした場合とか、そういう場合というのも対象になるんですか。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 基本的に我々が認定するわけではございません。補償基金のほうに、もちろんこういうことが発生しましたという報告を行いますので、そこで認定されるかということですので、今、この場合はどうということを明確にお答え

することはできません。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 分かりました。よろしくお願いします。

○委員長（光島善正） ほかに質疑ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようでしたら、質疑はこれで終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第15号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第15号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 次に、議案第16号、宇治田原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、議案第16号 宇治田原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、ご説明のほうを申し上げます。

こちら16号の資料のほうをご覧くださいと思います。

まず、1、趣旨でございますが、非常勤消防団員の処遇改善を目的とする消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、宇治田原町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例を改正するものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

非常勤消防団員が退職した場合に支給する退職報償金の支給額表に新たに35年以上の区分を追加するものでございます。

支給額につきましては、表に示させていただいておりでございます。

最後、3の施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第16号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第16号、宇治田原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

今回、総務建設常任委員会へ付託されました5議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛に提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても3月27日の本会議において討論される方は討論通告書を3月25日火曜日午後5時まで議長宛に提出してください。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら、挙手をお願いいたします。

当局から何かございますでしょうか。

村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 先ほど申し訳ございません。藤本委員からご質疑いただきました件でございますが、対象となる職員ですね、3歳未満の子を持つ職員につきましては10名、そしてこれが拡大されるわけでございますが、小学校就学の始期に達するまでの子が拡大されたということになりますと、プラス4人、合計14人となる予定でございます。

○委員長（光島善正） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

（発言する者なし）

これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 午前10時30分

再開 午前 午前10時33分

○委員長（光島善正） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について、進めます。

◎各課所管事項報告について

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

最初に、まちづくり推進課所管の新名神高速道路建設事業の進捗について、説明を求めます。山崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（山崎浩典） それでは、新名神高速道路の進捗状況のほうを説明させていただきます。

資料としましては、1枚目にA4のものと2枚目にA3のものを配らせていただいておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、A3のほうにつきましては、ネクスコのほうから資料としていただいているものになりまして、こちらのほうの中の青字が終了している工事、緑のほうが現在施工中のものとなり、町内の工事区を取りまとめたものがA4のほうとなりますので、A4のほうを元に説明させていただきます。

まず、前回ご報告させていただきました9月の報告以降の新たな工事につきましては、上のほうから順次、インターチェンジのほうに書かれています宇治田原インターチェン

ジ工事その2、次に、宇治田原トンネル郷之口荒木岩山地区のところに書かせていただいております宇治田原トンネル東工事その3、最後に、禅定寺地区一番下に書かせていただいております宇治田原山手線橋ほか陸橋工事となっております。

続いて、各工事場所の工事の進捗状況、施工状況のほうについて説明させていただきます。

順次、宇治田原インターチェンジのほうから禅定寺地区に向かって説明のほうさせていただきます。

まず、宇治田原インターチェンジにつきましては、地盤改良工事や切土工事に着手されています。

次に、宇治田原第2高架橋大字郷之口地区になるんですけれども、こちらのほうにつきましては、3つの工事が完了しておりまして、1つの工事が施工されており、橋梁附属物のほうを施工されています。

次に、トンネルの進捗状況につきましては、1つが完成しておりまして、4件の工事が施工されており、上り線が約99%。下り線が約86%の掘削が完了しており、掘削が完了したところから順次インバート及び覆工のほうを施工されています。

なお、こちらのほうにつきましては、4月頃に上り線の貫通式を予定されています。

続きまして、宇治田原第一高架橋大字岩山地区になるんですけれども、こちらのほうにつきましては、現在施工された3つの工事が完了しております。

最後に、禅定寺地区になりますが、こちらのほうにつきましては1件が完了し、2件の工事が施工されており、工事内容としましては、切土工事の施工と壁高欄等を施工されています。

以上、新名神高速道路の整備進捗状況となります。

また、資料にはございませんが、もう一つのアクセス道路、主要地方道路木屋線の鷲峰山トンネルについても報告させていただきます。

こちらのほうにつきましては2月16日にプレイベントを行い、和東側含め900名の住民の方に参加していただきました。

また、2月24日には開通式及び通り初めを行い、同日15時に無事一般供用されました。以上となります。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） すみません。

順調に工事が進んでいるということなんですけれども、ちょっとトンネルのことでお聞きしたいんですけれども、上りが99%ということで、下りのほうが86%ということなんですけれども、これ両方から鹿島とこれ戸田ですか、両方から掘っていつているんですよね。

その2つの工事会社を合わせて完成度が今86という具合に受け取ったらいいいわけですか。

あるいは、例えば、鹿島のほうはもうほぼ100行っているけれども、戸田がまだやとか、そういうことではないんですよね。

○委員長（光島善正） 山崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（山崎浩典） こちらのほうのお伝えしている施工状況につきましては、両方から行っているほうを足したものの99%、下り線のほうについては86%という形で、それぞれではなく、両方の合計という形になります。

○委員長（光島善正） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） ちょっと補足しますけれども、先ほど原田委員がおっしゃったように、図面で言うたら上のほうになるのかな。そちらのほうは、鹿島が左から右手のほうに向かって穴を掘っています。戸田建設は右のほうから左に向かって穴を掘っております。その両方から同時に掘削を進めていつているんですけれども、鹿島建設のほうが先に上り線のほうで到達をする予定をしています。戸田建設のほうが残りの下り線のほうを後から掘削完了ということで、それぞれが掘るんですが、上り線と下り線での掘削の完了時期がちょっとずれるという意味です。

ですから、先ほど山崎補佐が言ったとおり、同時に両方掘りながら進めておりますので、そういったことの状況やということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 今のでよく理解できました。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんでしょうか。今西委員。

○委員（今西利行） すみません。

第2高架橋の件なんですけど、4つ目のところで橋梁付属物の施工とありますが、これもうちょっと詳しく教えてもらえますか。

○委員長（光島善正） 山崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（山崎浩典） こちらのほうにつきましては、橋梁付属物につきましては、排水装置、遮音壁、防護柵、落橋防止システムなどを現在工事されているのを確認しております。以上になります。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 地域の住民の方からも橋から落ちてくるものとか、あるいは騒音の関係で禅定寺のほうにも書いてありますけれども、壁高欄のほうにもう少しつけ足してやるというふうなことを聞いているんですが、その辺りは配慮されて工事されているのでしょうか。

○委員長（光島善正） 山崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（山崎浩典） そちらのほうにつきましては、昨年5月19日に郷之口地区の対策協議会で議員のほうもご出席されているかと思うんですけれども、そちらのほうで騒音等の対策をするというふうにネクスコが報告されているのを町のほうも一緒に行かせていただいております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 騒音のこともそうなんですけれども、壁高欄の上にも少し上のほうにつけるということにはなっているんですね。

○委員長（光島善正） 山崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（山崎浩典） そちら先ほど説明させていただきました遮音壁が壁高欄の上につける、遮音壁を施工されているとお伝えしましたやつが壁高欄の上につけるということになります。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにてまちづくり推進課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の宇治田原町水道事業及び下水道事業経営等審議会令和6年度第1回会議結果について説明を求めます。

石田上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（石田隆義） それでは、宇治田原町水道事業及び下水道事業経営等審議会令和6年度第1回会議結果についてご報告いたします。

上下水道事業の円滑な運営及び経営の健全化を目的とした水道事業経営戦略及び下水道使用料の改定に当たり、広く意見交換を行うため、令和6年度第1回会議を開催したものであります。

開催日時等につきましては、令和7年2月19日に開催し、出席委員につきましては5名全員の出席でありました。

また、傍聴者につきましては2名でありました。

議事協議結果であります、（１）会長、副会長の選出についてであります、互選により関西大学名誉教授の芝委員を会長、株式会社エフケイ京都第二工場工場長の高橋委員を副会長に選出しました。

（２）宇治田原町の上下水道事業の概要についてであります、①審議会の目的、上下水道事業の現状、審議会の経過のほうを説明しました。

水道事業につきまして、経過としましては、審議会の提言に沿って、令和7年4月に料金改定を実施、また、現状といたしまして、経営は一時的に好転するが、維持管理コストの増大により再び財源が不足する見込みであります。

下水道事業につきましては、現状としまして、終末処理場は設備の老朽化に伴い、維持管理費が増大し、今後さらに設備の改築更新に多大な費用を要する見込みであり、問題解決のための主な取組の1つが本町公共下水道の木津川流域下水道への編入であり、令和7年1月に京都府及び木津川流域下水道の構成市町と編入条件の基本事項について覚書を交換しました。

②主な意見、質問といたしましては、「自分が汚した水は自分で浄化する」と「自分のごみは自分で持ち帰りましょう」と同じであることを皆さんに分かるようにもっと広報してもらえたら多くの人から下水道使用料負担の理解を得られるのでは、いや、水道も下水道もただではサービスできませんよ、何でお金がかかっているかを分かりやすく説明してくださいという広報不足じゃないですか。また、お金がかかること、最終的には下水道使用料改定について住民が分かるような説明と大きく負担が増えない対策を講じてもらいたいといった意見がありました。

（３）その他といたしましては、審議会での協議事項とスケジュールについてということで、水道事業につきましては、水道事業経営戦略の改定を約1年間、下水道事業につきましては、下水道使用料の改定を約2年間かけて協議を進めていきたいということを説明しました。

また、裏面には下水道事業の取組といたしまして、本町公共下水道の木津川流域下水道への編入についての審議会資料の抜粋を添付させていただいております。

報告につきましては、以上であります。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方、挙手願います。

今西委員。

○委員（今西利行） 1つは本町公共下水道の木津川流域編入についての説明されたと思うんですけども、それについての質疑というか、質問とかそういうのはなかったんでしょうか。

○委員長（光島善正） 石田補佐。

○上下水道課課長補佐（石田隆義） 審議会のときにおきましては、特に質問等はございませんでした。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 私、何回も申し上げているんですけども、メリットとしては城陽市も含めて他市町も含めて、本町に負担軽減についても分かりますが、リスク、デメリットについてはどのように考えておられるのか、そういうようなことは議題には上がらなかったんでしょうか。

○委員長（光島善正） 石田補佐。

○上下水道課課長補佐（石田隆義） 審議会におきましては、メリット、デメリットにつきましての質問等はなかった状態であります。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 前回も指摘したと思うんですけども、テレビの報道でもありましたように埼玉県でも本管が破損した場合、非常に大きな影響があったと思うんですが、その点もまた今後問題にしていきたいと思うんですけども、もう一点、下水道管の貯水量には上限があると思いますが、宇治田原町と城陽市が本管に下水を流した場合、上限を超え、管内の貯留状態が悪くなるというふうなことも考えられると思うんですけども、その辺りはどういうふうに考えておられますか。

○委員長（光島善正） 野原理事。

○都市整備担当理事（野原正行） 貯留量というのはちょっと分かり兼ねる部分はあるんですけども、まず、汚水につきましては、貯留をすることはなくて、流下をした後に浄化センターまで流れていくということです。カウント内において貯留することは基本的にはございません。浄化センターのほうで処理をしていく。

恐らく委員おっしゃっておりますのが、浄化センターの処理が可能かどうかということだと思いますけれども、そこにつきましては、昨年、一昨年ぐらいに洛南浄化センターのほうも水処理施設の増設を行っておりますし、今後の水量を見ながら、増設計画を持っておりますので、一定問題がないというふうに町のほうでは認識しております。以上でございます。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 私、問題視しているのは、そちらのほうで造成されるということで聞いてはおるんですけども、本管に宇治田原町のやつは流すわけですよね。そのときにスムーズにそちらに流れるかどうかを聞いているんです。

それは大丈夫ですか。

○委員長（光島善正） ちょっとすみません。野原理事。

○都市整備担当理事（野原正行） お答えします。

基本的にしっかりと検討する中で、問題がないような構造を持っていけますし、基本検討の中でも流域の幹線のほうに町の管渠を、流域の新たな接続管渠をつないでいくわけですけども、当然その能力の計算というものもしまして、問題のないことを確認しておりますので、副委員長がおっしゃっているような問題はないというふうに認識のほうをしております。

以上でございます。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） そのほかにもいろんなリスク等々今おっしゃらなかったんですけどもあると思うので、その辺りは丁寧にやはり説明していただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんでしょうか。原田委員。

○委員（原田周一） すみません。1つ今ご報告あった審議会の報告の中で議事の2番のところに水道事業のほうに経営は一時的に好転するが維持管理コストの増大により再び財源が不足する、ということが書かれているんですね。

それで一方、これから審議されるんですが、町長が提案された水道料金物価対応で減免措置、片一方ではやっているわけですね。その辺りはどのように捉えたらいいのか、もしお考え、よければ聞かせていただきたいと思いますと思うんですが。

○委員長（光島善正） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） まず、1点目ですが、今回4月1日をもって改正されます分によって6月から適用されます新料金、それで収支の計算をしましたら、一時的には収支が好転していくことになります。

が、しかし、今後、施設等の更新等の費用を考えていきますと、大規模な更新が控えていますので、その財源を考えれば、また数年後には財源不足に陥るのではないかとという試算をしております。

その結果については、料金改定計画の中で示しております。

今回、6月の使用料の実際の適用のときに併せまして、2期4か月間の基本料金の減免をします。減免しましたその料金の収入源の分については一般会計のほうから融点交付金の財源としました補助金をいただくことになっておりますので、水道事業としては収支が合うようになっております。以上です。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 我々住民にとって物価対応で減免していただけるというのは大変ありがたい話、それと今、課長おっしゃったように当然その耐震化の問題とかいろんな問題、これは過去、私も何度も指摘もさせていただいたんですけども、一方で、何か相反するような言葉になっているので、片一方では財源不足、片一方では減免していると、普通、素人的に考えると、当然財源は違ういうことがあるのかも分からないんですけども、減免せんとその分貯金に回しとったらいやないかというようなことかなと思うんですけども、だから、その辺りでどういったお考えでやられたのかということで質問させていただきました。

○委員長（光島善正） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） ありがとうございます。

原田委員おっしゃるように、相反するというよりも我々としてはこの物価高騰の折、どこに財源を充てていこうかとするところを今回値上げを目的とするというよりは今後の水道事業維持のために値上げせざるを得ない状況。そこに消費者の方々への負担を少しでも軽減できるような対策をまずは講じさせていただいたのがこの4か月の減免策。については、そのお金については水道事業会計のほうに入りますので、水道事業会計としては値上げのまま、いわゆる4月1日からの値上げですから、徴収は6月からになりますけれども、6月からの徴収以降についてはそのまま水道料金の前より増額となった分で進めていきたい。

ですから、減免対応が終われば、ちょっと消費者の方からはきつ上がったなというふうにお考えのご家庭もあるかと思いますが、今回の水道料金の内容としましては、概ね20ミリのご家庭が大半かと思いますが。そのご家庭についてはほとんど変わらないような金額設定となっておりますので、特に事業者の方々、大口径の方々については非常に大きな負担を強いられるという、業者もいらっしゃいますけれども、そういうことについてもご理解いただいた中で審議会のほうでも進めていこうというようなお答えいただいたというのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 確かに今言われたように、以前示された料金表なんか見ても、我々使用している20ミリの口径、あまり影響はない。それと特に大口の事業家さん、大口径の。ここに審議会のメンバーにも入られて、その中でそういったことが議論されているから了解されていいのかなという具合には理解しましたので、できる限り住民の負担ないように今後も慎重な経営をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて上下水道課所管事項の事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告について終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございますか。

藤本委員。

○委員（藤本英樹） 先日の一般質問でも取り上げましたけれども、地域公共交通について質問したいと思います。

3月6日付京都京阪バスのダイヤ改正、減便の情報提供がありました。平日宇治行きが7便、新田辺行きが1便減となっております。今後バス会社が抱える諸問題ですね、人材不足や利用客の減少、採算性の問題等によりさらに減便になる可能性というのはないのでしょうか。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） 委員ご承知のとおり、自動車運転士の働き方改革、いわゆる2024年問題と生産年齢人口の減少等によりまして、バス運転手の確保が全国的な課題となっております。

本町の幹線交通であります京都京阪バスにもその影響が及んでおります。

バス事業者におきましても経営規模に合わせた運行ダイヤのほうを組んでいかなければなりません。今後のバス運転士採用等の推移によってはさらなる減便の可能性もあるものと考えております。

そのため、町といたしましても運転士募集やバスの利用促進の取組を進めておるところでございまして、今後もさらに強化して取り組んでいく必要があると考えているところです。以上です。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） このままの利用状況が続きますと、赤字が増えて廃線になる可能性も否定できないと思います。

町長は選挙戦を通じて公共交通利用性の向上を訴えておられます。

京都京阪バスも今のままの状況が続きますと、個人的には将来的に廃線という可能性もあるんじゃないかなというふうに心配しています。

こういった状況を町長はどのように考えて捉えているのでしょうか。

○委員長（光島善正） 勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 京都京阪バスなんですけれども、町外を結ぶもちろん主要幹線交通でございます。唯一です。

そこが安定した輸送サービスというのを供給するというのは本当にまちづくりの根幹をなり得るものだというふうにまずもって、認識をしております。

その上で、京都京阪バスさんのお話でもあるので、私がそれについてあまり申し上げるというのは今後の経営等にも関わりますので差し控えたいと思うんですが、今まちづくり推進課長申し上げたように2024年問題、これがバス業界全体で非常に問題だと、そこに危機感というのを京阪バスさんはお持ちです。

そんな中でもどうやったら維持できるかというところを今、精一杯取り組んでいただいているところでございまして、私ども町としてもできるアプローチで手を尽くしてまいりたいなというふうには考えております。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 選挙戦でも交通利便性の向上を公約に掲げておられたんですから、住民の町外への移動手段の確保というのは重要やと思います。

減便や廃線等は絶対回避しないといけないと思いますし、そのためには自ら京都京阪バスと直接交渉して、最悪の事態を避けるべきだと考えるんですけれども、その辺町長どのようにお考えですか。

○委員長（光島善正） 勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） ありがとうございます。

現在も京都府とか運輸支局、そして沿線の自治体なんかともですね、危機感共有しながら対応を協議を重ねております。その中にはもちろん運転士の確保へ向けた様々な取組も進めております。

何度も言うようで恐縮ですけども、町内外をつなぐ唯一の路線バスでありますので、

これまで以上に京都京阪バスさんと、今おっしゃった私自身の交渉も含めて連携協議、密にしながら将来にわたる運行に向けて取り組んでいきたいというふうにまず考えております。

その中には運行事業者さんへの支援というのもありますし、喫緊の課題やと思います。バス全体もそうですし、地方という地方の公共交通というところも喫緊の課題というのがもう運転士確保だと思っているんですよね。そこへ主に以降をギア上げて検討を今重ねております。

それを実行にももちろん移していきたいなというふうに今思っておりますし、委員におかれましても公共交通はおっしゃるとおり時代的背景とか社会的にも、このもちろん町にとっても重要課題だと思っていますし、その解決に向けて本当に住民さんの利便性維持のために委員共々と一緒になしましてご支援いただいて、ご協力いただいて、何とか守っていききたいないうふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 今町長言わはったみたいに住民の利便性向上維持のためにぜひとも対応のほうよろしくお願いします。以上です。

○委員長（光島善正） ほかにございませんでしょうか、何か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） それでは、当局から何かございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（光島善正） 次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） 当局から何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） 事務局から何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、日程第3、その他について終了いた

します。

本日は、付託議案 5 件及び各課所管事項報告等多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼申し上げます。

本年も残すところ 3 週余りとなりました。各課におかれましては、いま一度事業執行等において最終確認を行い、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、所管に関わります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度が替わりましても遺漏のないようよろしくお願いをいたします。令和 7 年度 4 月の閉会中の委員会においては、第 1 四半期の執行状況の報告を願う予定としております。4 月 22 日午前 10 時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午前 11 時 06 分

宇治田原町議会委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 光 島 善 正